

令和3年度 我孫子市中小企業資金融資制度のご案内

我孫子市では、千葉県信用保証協会及び金融機関の協力を得て、適切な事業計画のもとに事業を営む市内中小企業者に対して、経営の合理化、企業の安定に要する設備・運転資金の貸付けを行っておりますので、お気軽にご利用ください。

申込み資格

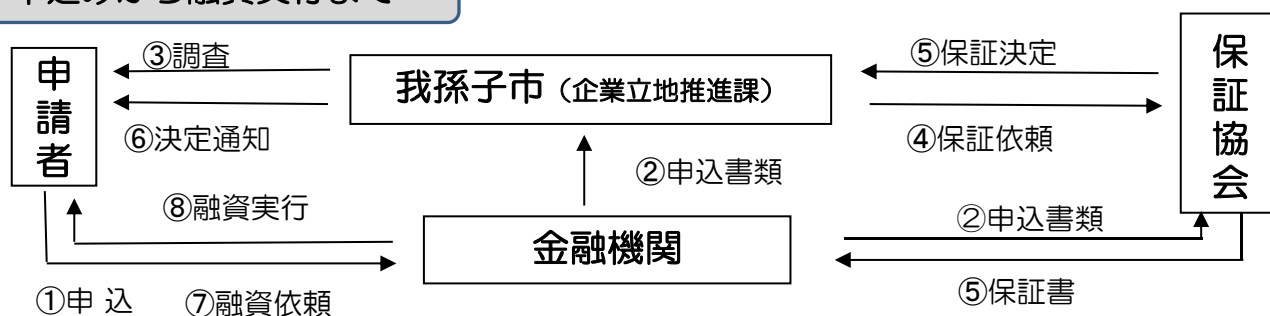
1. 市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する中小企業者（法人及び個人）
（但し、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会を除く。）
※中小企業者とは、次の資本金・従業員数のいずれかに該当する方です。

業 種 名	資本金（出資金）	従業員数
小 売 業 ・ 飲 食 業	5000万円以下	50人以下
卸 売 業	1 億 円 以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5000万円以下	100人以下
旅 館 業	5000万円以下	200人以下
ソフトウエア業・情報処理サービス業	3 億 円 以下	300人以下
その他（建設業、製造業、運輸業等、鉱業、不動産業）※	3 億 円 以下	300人以下
医 業	—	個人100人以下 法人300人以下

※ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）は従業員900人以下

2. 市内で独立して1年以上（大型店進出対策資金については3年以上）同一事業を営んでいること。
（創業支援資金及び独立開業資金はこれから事業を始める方及び事業開始後1年未満の方が対象です）
3. 個人においては、市内に居住していること。
4. 市税（市民税又は法人市民税、固定資産税及び都市計画税）を滞納していないこと。
5. 千葉県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。（許認可が必要な業種は許認可資格を有すること）

申込みから融資実行まで



取扱金融機関（順不同）

銀行名	支店名	電話	銀行名	支店名	電話
千葉銀行	我孫子支店	7182-3111	京葉銀行	湖北台支店	7188-2221
	天王台支店	7184-5351		我孫子支店	7186-5511
千葉興業銀行	我孫子支店	7182-2171		天王台支店	7185-2101
千葉信用金庫	我孫子支店	7182-1301		新木支店	7188-6411
東京ベイ信用金庫	我孫子支店	7182-2151	常陽銀行	我孫子支店	7183-0231
水戸信用金庫	布佐支店	7189-1234			

問い合わせ先

我孫子市役所 企業立地推進課

TEL (7185) 2214

融資制度の一覧

【全資金共通申込要件】

- ①市内に店舗、工場、事業所、営業所等を有し、市内で独立して1年以上（大型店舗進出対策資金は3年以上）同一事業を営んでいること。（創業支援資金及び独立開業資金は除く）
- ②個人においては、市内に居住していること。
- ③申込人が市民税又は法人市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- ④連帯保証人を要する場合には、連帯保証人が市民税又は法人市民税、固定資産税及び都市計画税を完納していること。
- ⑤千葉県信用保証協会の保証対象事業を営んでいること。（許認可が必要な業種は許認可資格を有すること）
- ⑥保証協会において担保の提供を求められた時は、当該担保を提供しなければなりません。

◎千葉県信用保証協会の保証付き融資となりますので、別途保証料が必要となります。

◎融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会にて審査があります。

◎生活・住宅・投機等のための資金、借換資金、借入金返済の資金としては申込みできません。

◎資金の併用限度額は、3500万円となります。なお、創業支援資金と独立開業資金を併用することはできません。

【**運転資金**】 商品の仕入れ、手形決済、買掛金の決済等に要する資金

【**設備資金**】 生産設備の拡充、新增改築等に要する資金

車両購入を除く設備資金については見積書の額の**90%**以内とし、市内に設置使用するものとします。
 なお、資金使途が車両購入の場合は、業務に必要な下記対象車種で車両本体価格が融資対象となります。
業務に必要な付属品については、事前に市にご相談ください。

《対象車種》

- ①商用車（4ナンバー）見積書等の車両本体価格300万円以下のもの
 - ②営業車（バス・タクシー・ハイヤー等）
 - ③特殊自動車（トラック・クレーン車等）
- ※設備資金については、保証決定後の設置となります。

【**利子補給**】 市融資制度利用者を対象に返済期間中の利子の一部を補給しています。

【**対象期間**】 令和2年6月規則改正。令和3年度は1月から9月までの間に金融機関に支払った利子が対象。
 令和4年度以降は前年10月～当年9月までの間に支払った利子が対象。

ただし、貸付条件に反したとき、市税を滞納しているとき、市内で事業を営まなくなったとき、市外に転出したときは、利子補給の対象になりません。

種類	融資要件	限度額	貸付期間（据置期間）	貸付利率（年）	責任共有制度	連帯保証人及び担保	利子補給率（年）
運転資金	1. 上記申込要件をみたしていること	1,500万円以内	60月以内（6月以内）	12月以内 1.9%	対象		
設備資金		2,000万円以内	84月以内（6月以内）				
小口零細企業資金	1. 上記申込要件をみたしていること 2. 小規模企業者（常時使用する従業員数が20人以下のもの） ※商業、サービス業（宿泊業・映画館等の娯楽業を除く）を主たる事業とする事業者においては5人以下のもの	1,250万円以内	60月以内（なし）	12月超36月以内 2.0%	対象外		運転 1.3%
	3. 小口零細企業保証を保証が受けられること 4. 既存の保証協会の保証付融資残高との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限ります。		84月以内（なし）				
事業転換資金	1. 上記申込要件をみたしていること 2. 適切な事業計画のもとに、1年以上事業を継続して営んでおり、経営している事業の転換・多角化を図るために、市内で新たな事業を開始すること又は融資の申込みを行う1年未満の間に新たな事業を開始した方	1,000万円以内	60月以内（6月以内）	36月超60月以内 2.1%	対象		
		1,500万円以内	84月以内（6月以内）				
大型店舗進出対策資金	1. 上記申込要件をみたしていること 2. 小売業を主たる事業とする事業者が、大規模小売店舗の進出に対応して店舗の新增改築、取扱商品の変更等を行うために要する資金又は大規模小売店舗に出店するための入店保証金、敷金、内装設備等に要する資金が対象です。	1,000万円以内	60月以内（12月以内）	60月超84月以内 2.4%	対象	保証人： 個人：原則不要	融資利率と同じ （年利3.0%以内）
		2,000万円以内	84月以内（12月以内）				
創業支援資金	1. 上記申込要件をみたしていること 2. 下記の要件のいずれかに該当していること 【市内で新たに事業を開始しようとする創業者】 ○事業開始に係る具体的な計画を有する方で、借入金額と同額以上の自己資金を有し、次のいずれかに該当する方 ①事業を営んでおらず新たに1月（※）以内に市内で開業する個人 ②事業を営んでおらず新たに2月（※）以内に会社を設立し市内で開業する個人 ③中小企業者である会社が新たな中小企業者である会社を市内に設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有する方（親会社が市外でも可） （※）認定特定創業支援事業（市町村等が実施する創業に係る継続的な支援）を受けた方は6月	1,500万円以内	60月以内（6月以内）	12月以内 1.8%	対象外	法人：原則代表者 ※保証人を不要とする取扱有 担保： 必要に応じて	運転 1.7%
	【市内で事業を開始後1年未満の方で次のいずれかに該当する新規中小企業者】 ①事業を営んでいない個人が、市内で新たに事業を開始し事業開始から1年を経過しておらず、市内に居住していること ②事業を営んでいない個人が、市内で新たに会社を設立後1年を経過しておらず、引き続き市内で事業を営んでいること ③会社が、新たに市内で会社を設立し、その設立の日（登記簿上の会社設立年月日）以後1年を経過していないもの（融資申請者：設立された会社）		84月以内（12月以内）	12月超36月以内 1.9%			
独立開業資金	1. 上記申込要件をみたしていること 2. 下記の要件に該当し、適切な事業計画のもとに市内で独立開業又は開業後1年未満に要する資金 ①市内に事業所等を設置し、又は設置しようとしていること。 ②同一事業所に従業員として継続して3年以上又は同一業種の事業所に5年以上勤務していること。 ③開業しようとする業種又は開業後1年未満において経営する業種は、現に勤務し、又は開業直近まで勤務していた業種と同一であること。	1,500万円以内	60月以内（6月以内）	60月超84月以内 2.3%	対象		
			84月以内（12月以内）				

我孫子市中小企業資金融資申込書添付書類

提出書類は下記提出書類一覧を参照し、取扱金融機関受付窓口へ持参してください。提出された書類は返却できません。

資金名及び資金使途 関係書類		正本	副本	運 転	設 備	小口零細 企業資金		創業支 援資金		独立開 業資金		事業転 換資金		大型店進 出対策資 金		備 考
						運 転	設 備	運 転	設 備	運 転	設 備	運 転	設 備	運 転	設 備	
我孫子市中小企業資金融資申込書		●	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第1号
委任状		●	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第8号
信用保証協会が定める書類		○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	経営者保証不要の場合は「確認書」の写しを添付
金融機関預託融資意見書		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
創業（開業・再挑戦）計画書		○	●					○	○	○	○					千葉県信用保証協会様式・創業支援資金のみ
事業転換・多角化計画書		●	○									○	○			事業転換資金のみ
事業計画書		●	○							○	○					独立開業資金のみ
登記事項証明書（法人）		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3ヶ月以内のもの
住民票（個人）		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3ヶ月以内のもの
印鑑証明書	申込者 （法人・個人）	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3ヶ月以内のもの
	連帯保証人	●	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
融資申込みに 係る同意書 （納税証明書）	申込者	●	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式第2号 連帯保証人が市外又は同意書の提出がない場合は必ず納税証明書を添付。完納証明書でも可 3ヶ月以内のもので直近2年度分 [法人]⇒法人市民税及び固定資産税 [個人・保証人]⇒市民税（非課税の場合非課税証明書）及び固定資産税
	連帯保証人	●	—	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
利子補給に 係る同意書	申込者	●	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	様式7号 申請時に提出がない場合は、毎年利子補給請求時に納税証明書直近2年度分・法人住所証明書・住民票の提出が必要
	法人代表者が市 内在住で40歳 未満の場合	●	—					△	△	△	△					
決算書又は確定申告書		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	○	○	○	○	直近1年分（信用保証協会の申込が初めての場合は直近2年分）
残高試算表		○	○	△	△	△	△					△	△	△	△	決算後6ヶ月を経過している場合
受注明細書		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	建設業は必要
許可書		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	許認可業種である場合
見積書・（仮）契約書		○	○		△		△		△		△		△		△	申込者宛名で、有効期限内かつ見積者の印のあるもの
カタログ・パンフレット		○	○		△		△		△		△		△		△	設備資金のみ
建築確認通知書及び平面図		○	○		△		△		△		△		△		△	建物（新增改築）に関する場合
宣誓書		○	●	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	飲食業（風俗営業等でない）又は許認可されていない建設業
勤続証明書・経歴書		○	●						△	△						独立開業資金のみ
事業に着手、又は着手しようとして いることが確認できる書類		○	○					△	△	△	△	△	△			開業届や法人登記、事務所の賃貸 や仕入れに係る契約書（仮）など
自己資金の確認できる書類		○	●					△	△							創業支援資金のみ 通帳写し・預金残高証明書など
●は原本、○は複写 正本は市提出用、副本は千葉県信用保証協会提出用		○は必ず必要 △は該当する方のみ														

※登記事項証明書・住民票・印鑑証明書は、取扱金融機関が貸付期間内原本を保管する場合は、写しでも可
 ※上記の他に業種、営業形態により追加される書類等があります。
 ※確定申告書、住民票など個人番号（マイナンバー）が記載されるものは必ず個人番号部分にマスキングして提出してください。
 ※事業用の土地を取得する場合は、貸付金融機関または市役所企業立地推進課にご相談ください。